

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																						
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第4条 初任給調整手当を支給する職は、<u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職</u>で次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>山間地その他のへき地に所在する病院等に置かれる職で採用による欠員の補充が著しく困難であると医療局長が認めるもの</u></p> <p>(2) <u>人口が少ない市及び町村に所在する病院等に置かれる職で採用による欠員の補充が相当困難であると医療局長が認めるもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる職以外の職で初任給調整手当を支給する必要があると医療局長が認めるもの</u></p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 行政職給料表に定める職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td></td> <td></td> <td>[略] 主任 情報技術 情報技術 専門員(主任相当、主査相当)</td> <td>[略] 主任主査 上席情報 技術専門員 主査 情報技術 専門員(主査相当)</td> <td>[略] 主任主査 上席情報 技術専門員 主査</td> <td>総括課長 システム 管理室長 医事企画 指導監 医師支援 推進監</td> <td>総括課長 システム 管理室長 医事企画 指導監 医師支援 推進監</td> <td>次長 医師支援 推進室長</td> </tr> <tr> <td>病院等</td> <td></td> <td></td> <td>事務局次長(5級から7級までの欄に掲げる事務局次長を除く。) [略]</td> <td>[略] 事務局次長(中央を除く。)</td> <td>[略] 事務局次長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)</td> <td>事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)</td> <td>事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)</td> <td>事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>備考1～3 [略]</p>	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	本庁			[略] 主任 情報技術 情報技術 専門員(主任相当、主査相当)	[略] 主任主査 上席情報 技術専門員 主査 情報技術 専門員(主査相当)	[略] 主任主査 上席情報 技術専門員 主査	総括課長 システム 管理室長 医事企画 指導監 医師支援 推進監	総括課長 システム 管理室長 医事企画 指導監 医師支援 推進監	次長 医師支援 推進室長	病院等			事務局次長(5級から7級までの欄に掲げる事務局次長を除く。) [略]	[略] 事務局次長(中央を除く。)	[略] 事務局次長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第4条 初任給調整手当を支給する職は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職</u>で次に掲げるもの</p> <p>ア <u>山間地その他のへき地に所在する病院等に置かれる職で採用による欠員の補充が著しく困難であると医療局長が認めるもの</u></p> <p>イ <u>人口が少ない市及び町村に所在する病院等に置かれる職で採用による欠員の補充が相当困難であると医療局長が認めるもの</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる職以外の職で初任給調整手当を支給する必要があると医療局長が認めるもの</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち、薬学に関する専門的知識を必要とする職で初任給調整手当を支給する必要があると医療局長が認めるもの</u></p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 行政職給料表に定める職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td></td> <td></td> <td>[略] 主任</td> <td>[略] 主任主査</td> <td>[略] 主任主査</td> <td>総括課長 主任</td> <td>総括課長 主任主査</td> <td>次長 室長</td> </tr> <tr> <td>病院等</td> <td></td> <td></td> <td>事務局次長(5級の欄に掲げる事務局次長を除く。) [略]</td> <td>[略] 事務局次長</td> <td>[略] 事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)</td> <td>事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)</td> <td>事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)</td> <td>事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>備考1～3 [略]</p> <p>4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは病院等の項3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは病院等の項3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは病院等の項4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。</p>	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	本庁			[略] 主任	[略] 主任主査	[略] 主任主査	総括課長 主任	総括課長 主任主査	次長 室長	病院等			事務局次長(5級の欄に掲げる事務局次長を除く。) [略]	[略] 事務局次長	[略] 事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																															
本庁			[略] 主任 情報技術 情報技術 専門員(主任相当、主査相当)	[略] 主任主査 上席情報 技術専門員 主査 情報技術 専門員(主査相当)	[略] 主任主査 上席情報 技術専門員 主査	総括課長 システム 管理室長 医事企画 指導監 医師支援 推進監	総括課長 システム 管理室長 医事企画 指導監 医師支援 推進監	次長 医師支援 推進室長																																															
病院等			事務局次長(5級から7級までの欄に掲げる事務局次長を除く。) [略]	[略] 事務局次長(中央を除く。)	[略] 事務局次長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)																																															
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																															
本庁			[略] 主任	[略] 主任主査	[略] 主任主査	総括課長 主任	総括課長 主任主査	次長 室長																																															
病院等			事務局次長(5級の欄に掲げる事務局次長を除く。) [略]	[略] 事務局次長	[略] 事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	事務局次長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)																																															

2 医療職給料表(1)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級
病院等	[略]	[略]	[略] 救命救急センター長 周産期医療センター長 部長 [略] 診療所長	[略] 救命救急センター長 周産期医療センター長 部長 室長

[略]

3 医療職給料表(2)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
[略]							
病院等	[略]	[略]	薬剤科長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。) 診療放射線技師長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。) 臨床検査技師長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
[略]							
病院等	[略]	[略]	副総看護師長(高田、沼宮内、東和、大東及び山田に限る。)	副総看護師長(高田、沼宮内、東和、大東及び山田に限る。)	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	総看護師長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)		

2 医療職給料表(1)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級
病院等	[略]	[略]	[略] 救命救急センター長 部長 [略] 診療所長 参与	[略] 救命救急センター長 部長 室長 理事 参与

[略]

3 医療職給料表(2)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
[略]							
病院等	[略]	[略]	薬剤科長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。) 診療放射線技師長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)	[略]	[略]	[略]	[略]
			臨床検査技師長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸に限る。)				

[略]

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
[略]							
病院等	[略]	[略]	副総看護師長(高田、沼宮内、東和、大東、大槌及び山田に限る。)	副総看護師長(高田、沼宮内、東和、大東、大槌及び山田に限る。)	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	総看護師長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、軽米及び一戸に限る。)		

[略]

別表第2 (第5条関係)

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
医師手当	(1) 病院等に勤務する医師 又は歯科医師である企業職員	勤務1月につき、給料月額に100分の20を 乗じて得た額に <u>415,500円</u> の範囲内で医療 局長が定める額を加算した額
	[略]	
[略]		

[略]

別表第2 (第5条関係)

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
医師手当	(1) 病院等に勤務する医師 又は歯科医師である企業職員	勤務1月につき、給料月額に100分の20を 乗じて得た額に <u>498,500円</u> の範囲内で医療 局長が定める額を加算した額
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。